

○秋田県立都市公園施設使用取扱要綱

平成19年3月31日 都第2112号 建設交通部長通知

改正 平成23年8月24日 都第801号

改正 平成27年7月17日 都第290号

改正 平成31年3月18日 都第652号

改正 令和 3年3月18日 都第736号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 使用料の後納（第2条―第4条）

第3章 使用料及び利用料金の減免（第5条―第7条）

第4章 運動施設の使用申込み（第8条―第15条）

第5章 雑則（第16条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、秋田県立都市公園条例（昭和50年秋田県条例第7号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（昭和50年秋田県規則第18号。以下「規則」という。）で定めるもののほか都市公園の使用の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2章 使用料の後納

（後納の要件）

第2条 条例第15条第2項の規定による特別の理由があると認める者は、一定期間に反復して、継続的に運動施設を使用する団体で、都市公園の所在地を所管する地域振興局長（以下「局長」という。）が、その使用料の支払いの実行性等から判断して適当と認めた団体とする。

2 前項の団体には、その団体の運営についての責任者を置かなければならない。

（後納の方法）

第3条 後納は、局長に対する申請に基づいて行わなければならない。

2 前項の申請は、公園（運動）施設使用料後納申請書によるものとする。

3 一の後納にかかる使用料のとりまとめ期間は、1月を超えない範囲で行うものとする。

（納入の確保）

第4条 局長は後納を認めた場合には、その使用料が納入期限までに適正に納入されるよう努めなければならない。

第3章 使用料及び利用料金の減免

（減免の要件及び額）

第5条 条例第16条のその他特に必要があると認めたとき及び第24条の規定による特別の理由があると認めたときとは、次に掲げるときとする。

一 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第5条第1項の公園施設

の設置又は管理の許可を受けて行う売店（自動販売機含む。）について、積雪等により冬期使用できないとき

二 法第6条第1項又は同条第3項の許可を受けて行う占用のうち、天災、地変等による一時的な占用及び地方公共団体の占用のとき

三 条例第4条各号に規定する行為のうち、営利を目的とせず、公園利用の促進のために実施されるもの。

四 条例第5条の2の許可を受けて行う公園施設の使用（以下の各号に同じ）のうち、天災、地変等による一時的な使用、国又は地方公共団体が主催する各種競技会、大会、事業及び行事等（参加者等の範囲が一の市町村の区域に限定されないものに限る。）のための使用及び無料公開日として定める日（こどもの日（5月5日）、県の記念日（8月29日）及び体育の日（10月の第2月曜日）。以下「無料公開日」という。）の使用のとき

五 公園施設の使用のうち、学校の授業（「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校及び同法第83条に規定する各種学校とし、「授業」とは、これらの学校のカリキュラムに基づいて行われるものをいう。（第9条及び第10条において同じ。））による使用のとき

六 秋田県立中央公園の県営野球場、県営陸上競技場、県営補助陸上競技場、県営球技場、県営庭球場、投てき場、アーチェリー場、野球広場、運動広場、自転車モトクロス場、県営トレーニングセンター（アリーナ、トレーニングルーム）及び県営屋根付きグラウンド（以下「中央公園運動施設」という。）、秋田県立小泉潟公園テニスコート及び秋田県立北欧の杜公園テニスコートの使用のうち、障害者等で次に該当する者による使用のとき

(一) 身体障害者手帳の交付を受けている者

(二) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(三) 療育手帳の交付を受けている者

(四) (一)から(三)までの身体障害者等の介護を行う者

七 公園施設の使用のうち、秋田県の施策として実施する次の事業における、その対象者の個人による使用のとき

(一) ふるさと納税に係るウェルカムサービス

(二) 少子化対策ファンドに係る優待サービス

八 次に掲げる中央公園運動施設の使用のとき

(一) 全国大会、東北大会を上回るアジア大会、世界大会等としての使用のうち、入場料を徴収しない使用

(二) 競技団体の主催する国民体育大会出場選手の強化練習

(三) 秋田県内を本拠地とするプロスポーツクラブ等の試合

(四) 秋田県内を本拠地とするプロスポーツクラブ等の団体練習

(五) 秋田県内のプロスポーツ振興に特に寄与すると認められる取組

九 中央公園運動施設の使用のうち、日本オリンピック委員会が「JOC・秋田県パートナー協定書」に規定された諸事業のための使用のとき

十 公園施設における申請者の占有とならない施設の使用のうち、県民等の健康、福祉の増進などのために特に必要があると認めたとき

2 条例第16条の規定による使用料及び条例第24条の規定による利用料金の減免については、次に掲げる額とする。

一 法第9条に規定する事業のため都市公園を占用するときの使用料並びに前項第2号、第3号、第4号、第6号、第7号、第8号(一)(二)、第9号及び第10号に係る使用料の全額

二 前項第5号に係る使用料については、条例で定める「学生・生徒・児童」（「学生・生徒・児童」の区分のない場合にはその該当する区分）の使用料の半額

三 前項第8号(三)に係る使用料については、条例で定める「その他催物に使用するとき」
（「その他催物に使用するとき」の区分のない場合にはその該当する区分）の使用料の半額

四 前項第8号(四)に係る使用料については、条例で定める「アマチュアスポーツに使用するとき」
（「アマチュアスポーツに使用するとき」の区分のない場合にはその該当する区分）の使用料の半額

五 前項第8号(五)に係る使用料の半額

六 前項第1号に係る使用料については、使用できない期間に相当する額

3 第1項に規定するもの以外で秋田県立中央公園又は秋田県立北欧の杜公園の管理を行う指定管理者（以下「特定指定管理者」という。）が特に利用料金の減免の必要があると認める場合において、特定指定管理者は当該都市公園独自の規定を定めることができる。

4 特定指定管理者は、前項に規定する独自の規定を定めたときは、速やかに建設部長に報告するものとする。これらを変更したときも、同様とする。

（減免の方法）

第6条 減免を行う場合には第16条に規定する許可申請書中、備考欄に減免該当条項を記載させなければならない（条例第14条第1項第3号に掲げる運動施設を除く。）。ただし、天災、地変等による一時的な使用及び無料公開日の使用を除く。

2 前条第1項第3号に該当する場合の利用料金の減免において、特定指定管理者は、特に減免の可否を確認する必要がある場合は、建設部長の意見を聴いたうえで減免することができる。

3 前条第1項第5号、第8号(三)から(五)までに該当する場合の減免については、許可申請書に公園（運動）施設使用料の一部免除申請書を添付させなければならない。

4 前条第1項第6号に該当する場合の減免については、その使用者から身体障害者等であることを証明する書類又は手帳を提示させなければならない。

5 前条第1項第7号に該当する場合の減免については、その使用者からウェルカムサービス共通パスポート又は少子化対策応援ファンサポーターパスポートを提示させなければならない。

（使用料及び利用料金の減免についての進達）

第7条 局長は第5条第1項に規定するもの以外で特に使用料の減免の必要があると認めるものについては、その使用者からの減免の理由を記載した公園施設使用料の免除申請書を添えて建設部長に進達するものとする。

2 第5条第4項に規定する報告をする場合、特定指定管理者は定めた規定を局長へ提出し、局長はそれを建設部長に進達するものとする。

第4章 運動施設の使用申込み

（一般使用者の使用）

第8条 一般（個人及び次条第1項に規定する団体以外の団体。）による使用については、次の表の左欄に掲げる使用期日の区分に応じて、当該右欄に掲げる期間に使用申込み（条例第5条の2の規定による知事の許可のための申請又は仮申込みをいう。）を受付けるものとする。

左	欄	右	欄
4月から6月まで		当年の3月1日から使用期日まで	
7月から8月まで		〃	4月1日から 〃
9月から11月まで		〃	6月1日から 〃
12月から翌年の3月まで		〃	9月1日から 〃

- 2 前項の規定にかかわらず秋田県立小泉潟公園及び秋田県立北欧の杜公園テニスコート及び県営庭球場の使用申込みについては、使用日の1月前から使用日までの間に受付ける。ただし、4月1日から4月20日までの間にあたる使用日については前月の20日から受付けるものとする。

（調整会議）

第9条 中央公園管理事務所長（以下「管理事務所長」という。）は、次に該当する団体等による4月1日から翌年の3月末日までの間の運動施設の使用について、あらかじめその使用計画の調整を図るための会議（以下「調整会議」という。）を開催するものとする。

- 一 国及び地方公共団体による使用
 - 二 スポーツ団体による使用
 - 三 学校の授業による使用
 - 四 前各号以外の団体で運動施設を貸切使用するもののうち管理事務所長が適当と認めた団体による使用
- 2 前項第2号のスポーツ団体は、原則としてスポーツ団体としての法人格を有している団体又はその団体に所属する団体とする。

（学校の授業の調整対象施設）

第10条 管理事務所長は、次に掲げる施設について、学校の授業による使用計画の調整を行うものとする。

- 一 県営補助陸上競技場
 - 二 県営球技場（1面）
 - 三 運動広場（1面）
 - 四 野球広場
 - 五 県営庭球場（人工芝コート5面）
- 2 管理事務所長は必要があると認めるときは、前項各号に掲げる調整対象施設を変更することができる。

（調整会議の申込）

第11条 調整会議は、第9条第1項各号の団体等から使用の調整を図ろうとする計画を調整会議開催の5日前までに、公園（運動）施設使用計画調整申込書により申込ませることにより行うものとする。

（調整会議の公告等）

第12条 調整会議は毎年2月末日までに開催する。

- 2 管理事務所長は調整会議開催の期日について、その1月前に中央公園管理事務所に掲示して公告するものとする。

(調整会議の構成等)

第13条 調整会議の議長は管理事務所長とし、その他の職員をもって構成する。

2 前項の会議の招集は管理事務所長が行う。

(調整会議による調整)

第14条 調整会議により調整された使用計画については、条例第5条の2の規定に基づく知事の許可を受けるまでの間、仮予約されたものとする。

(調整された使用計画の取り消し等)

第15条 管理事務所長は使用計画の調整後であっても、特に必要があると認めた場合には、その使用計画を取り消し又は変更することができる。この場合にはあらかじめ使用計画を申込んだ者に対し、理由をもって連絡しなければならない。

第5章 雑則

(書類の様式)

第16条 次の表の左欄に掲げる法、条例、規則又はこの要綱に規定に基づく同表中欄に掲げる書類は、それぞれ同表右欄に掲げる様式によるものとする。

左 欄	中 欄	右 欄
法第5条第1項	公園施設設置許可申請書	様式第1号
法第5条第1項	公園施設管理許可申請書	様式第2号
法第6条第2項	都市公園占用許可申請書	様式第3号
法題5条第1項 法第6条第3項 条例第4条第3項	公園施設設置（公園施設管理、都市公園占用、都市公園内の行為）の変更許可申請書	様式第4号
法第5条第1項 法第6条第2項 規則第4条	公園施設設置（公園施設管理、都市公園占用）の期間更新許可申請書	様式第5号
条例第4条第2項	都市公園内の行為許可申請書	様式第6号
規則第9条	公園施設使用許可申請書	様式第7号
条例第10条第2項	保管物件一覧簿	様式第8号
規則第13条	受領書	様式第9号
条例第13条	工事完了届	様式第10号
条例第13条	公園施設設置（公園施設管理、都市公園占用）廃止届	様式第11号
条例第13条	原状回復届	様式第12号
条例第13条	監督処分に伴う工事完了届	様式第13号
条例第13条	都市公園構成土地物件の権利変動届	様式第14号
要綱第3条	公園（運動）施設使用料後納申請書	様式第15号
規則第15条	公園（運動）施設使用料の一部免除申請書	様式第16号
規則第15条	公園使用料の免除申請書	様式第17号
要綱第11条	公園（運動）施設使用計画調整申込書	様式第18号

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年8月24日から施行する。

1 この要綱は、平成27年7月17日から施行する。

2 この要綱による改正後の秋田県立都市公園施設使用取扱要綱第5条の規定による利用料金の減免に関する手続は、平成28年4月1日から行うものとする。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。